

平 30.10.10
総 17 - 3

説 明 資 料

〔納税実務等を巡る近年の環境変化への対応について〕

平成 30 年 10 月 10 日 (水)

財 務 省

目次

税務手続の電子化に向けた取組状況

(1)「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」を踏まえた対応状況	1
・政府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」(平成29年11月)税務手続の電子化等に係る考え方(概要)	2
・政府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」(平成29年11月)の概要	3
・税務手続の電子化:取組の全体像・スケジュール(政府税調中間報告②(平成29年11月)別添資料)	4
・平成30年度与党税制改正大綱(抄)	5
・税務手続の電子化:取組の全体像・スケジュール(平成30年度改正後)	6
・国税の申告手続の電子化促進措置(平成30年度改正)	7
・生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅ローン控除に係る年末調整手続の電子化(平成30年度改正)	8
・税務手続の電子化に向けた具体的取組(国税)	9
(2)「デジタルガバメント実行計画」を踏まえた対応状況	18
・デジタルガバメント実行計画(抄)(平成30年7月20日 デジタルガバメント閣僚会議決定)	19
・デジタルファースト法案の策定について	20
・国税手続における添付書類省略に関する取組	22

経済社会のICT化を踏まえた納税環境の変化等

・経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②(税務手続の電子化等の推進、個人所得課税の見直し)【平成29年11月20日 政府税制調査会】(抜粋)	24
・シェアリングエコノミーに関する近年の動向(主なもの)	26
・シェアリングエコノミーの種類	27
・シェアリングエコノミーの市場規模	28
・仮想通貨取引に係る税務申告を取り巻く環境の変化(主なもの)	29
・仮想通貨取引による所得の申告状況	30
・税務を取り巻く環境の変化(その他主な例)	31

税務手続の電子化に向けた取組状況

- (1) 「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」
を踏まえた対応状況

政府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」（平成29年11月） 税務手続の電子化等に係る考え方（概要）

- 経済社会のICT化等を踏まえ、納税者の利便を向上させつつ、税務手続に係るデータ活用を推進。その際、情報セキュリティの確保等にも配慮。
 - ◇ 働き方の多様化（副業・兼業の増加等）が進展し、税務手続を行う者の増加・多様化が見込まれる中、ICTの活用等を通じて、すべての納税者が**簡便・正確に申告等を行うことができる納税環境**を整備する。
 - ◇ 官民を含めた多様な当事者がデータをデータのまま活用・円滑にやり取りできる姿を実現し、**官民あわせたコストの削減、企業の生産性向上**を図る。

経済社会のICT化（情報システムや情報通信ネットワークの普及等）

マイナンバー、マイナポータル、法人番号等

情報通信技術・端末の発展（クラウドサービス、スマートフォン等）

<納税者によるデータの取得・活用・提出等>

1. 個人関係（所得税）

- **確定申告・年末調整手続を電子化し、一連の情報の流れが基本的にオンラインで完結する仕組みを整備**
（注）将来的に、マイナポータル等において必要な情報を一元的に確認し、活用できる仕組みが実現する可能性
- 特にニーズの強い基本的な類型から、**携帯電話端末（スマートフォン）等による電子申告を実現**
⇒ 対象を随時拡大し、基本的にスマートフォン等で手続が完結する姿を目指す
- 技術の進展や情報セキュリティに留意しつつ、電子申告の**認証手続を簡便化**
- 利便性を高め、**マイナンバーカード・マイナポータルの普及を促進**

2. 法人関係（法人税）

- e-Taxシステムの機能改善、提出書類の見直し、認証手続（電子署名）の簡便化等を進め、**企業が申告等のデータをデータのまま円滑に提出できる環境を整備**
- 併せて、**大法人について法人税等の電子申告を義務化**
- 中小法人については、電子申告の利用促進を図る
⇒ 将来的には、ICT環境の進展等も踏まえ、**中小法人を含め、法人税等の電子申告利用率100%**を目指す

3. 納税手続関係

- 電子納税等の利便性を高め、**納付のキャッシュレス化を推進**

<納税者によるデータの作成・保存>

- 電子帳簿等保存制度を利用促進し、**文書保存の負担を軽減**



<行政機関間のデータ連携>

- 行政機関間のデータ連携を拡大し、**情報提出の重複を削減**

官民あわせたコストの削減、企業の生産性向上

- 国税当局において基本的に実施できる施策については、スピード感をもって取組を進め、今後数年間で着実に実現を図るべき。
また、実施に当たり**省庁横断的な検討作業やマイナポータルの整備・活用等が必要な施策も、その進捗を踏まえ、スピード感をもって取組を進めるべき。**

経済社会のICT化の進展等

- ICTの普及・発展（企業の財務・会計処理等におけるシステムの利用、個人へのスマートフォンの普及等）
- マイナンバー制度等のインフラの整備

- 取引形態の変化（C to C取引の増加等）
- ギグエコノミーの進展（インターネットを通じて個別の仕事を請け負う働き方の増加等）

税務手続の電子化等

- 税務手続におけるICTやデータの活用を進め、
 - － 全ての納税者が簡便・正確に手続を行うことができる環境を整備
 - － 官民あわせたコストの削減、企業の生産性向上を図る

〔個人（非事業者）〕

- 確定申告・年末調整が、基本的に携帯電話端末（スマートフォン）等で完結する仕組みを整備
- ※将来的に、マイナポータル等において必要な情報を一元的に確認し、活用できる仕組みが実現する可能性

〔法人〕

- 電子申告システム（e-Tax）の機能改善、提出書類の見直し等を進め、併せて大法人に電子申告を義務化
- 将来的には、中小法人を含め、電子申告利用率100%を目指す

〔個人・法人共通〕

- 技術の進展や情報セキュリティに留意しつつ、認証手続を簡便化
- 行政機関間のデータ連携を推進し、情報提出の重複を削減
- 電子帳簿を普及させ、文書保存の負担を軽減

個人所得課税の見直し等

- 多様な働き方を踏まえた所得計算のあり方
働き方の多様化を踏まえ、「所得計算上の控除」から「人的控除」に負担調整のウェイトをシフトすることが適当
- 人的控除の控除方式のあり方
主要国における「税額控除方式」や「ゼロ税率方式」、「逡減・消失型の所得控除方式」を参考に、控除方式のあり方を見直し
- 経済社会のICT化に対応した所得把握のあり方
デジタルエコノミーにおける取引を通じて稼得する者の所得を、適切に把握するための方策について検討
- 老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度
個人の働き方やライフコースに影響されない公平な制度を構築する観点から、総合的な枠組について検討

- ・ 官民のデータによるやり取りが進むことにより、様々な情報を活用した制度が設計可能
- ・ 制度を適切に運営し、その下で国民の利便性を高めるためにも、税務手続の電子化が重要

税務手続の電子化：取組の全体像・スケジュール（イメージ）

政府税調中間報告②
(平成29年11月)別添資料

- 経済社会のICT化等を踏まえ、納税者の利便を向上させつつ、税務手続に係るデータ活用を推進。
働き方が多様化し、申告者が増加・多様化する中、ICTの活用等を通じ、全ての納税者が簡便・正確に申告等を行える納税環境を整備。
また、官民を含めた多様な当事者がデータをデータのまま活用・円滑にやり取りできる姿を実現し、官民あわせたコストの削減、企業の生産性向上を図る。そのため、以下に掲げた取組をスピード感をもって進める。
- ・ ◎の取組は、財務省において(所要の税制改正等を前提として)実施可能。原則全て今後数年間(概ね2～3年間程度)で実現を図る。
 - ・ ☆の取組は、実施にあたり関係省庁等の協力(省庁横断的な検討作業、マイナポータル整備・活用等)が必要。その進捗を踏まえて、タイムリーかつ積極的に取組を進める。

個人 (所得税関係)

◎スマホ申告の実現 (H31.1～段階的に対象範囲拡大)

◎ID・PWのみ(またはマイナンバーカードのみ)で
e-Tax利用可能(H31.1～)

◎医療費控除の申告における医療費通知データの活用
(H30.1～段階的実施)

◎年末調整が基本的にオンラインで完結する仕組みの整備
(被用者：PC・スマホ等での手続の実現、
雇用者：書面確認・保管の負担軽減)

☆技術の進展や政府方針等を踏まえた
e-Taxの認証手続の一層の利便性向上

☆マイナポータル等で確定申告・年末調整に
必要な情報を一元的に確認し
活用する仕組みの整備(将来的課題)

☆マイナポータル等を通じたカスタマイズ型情報配信

☆マイナポータルによる税、年金等の手続の
オンライン・ワンストップ化

法人 (法人税関係)

◎電子申告の普及促進(大法人：e-Tax義務化、
中小法人：e-Tax利用率85%以上・将来的に義務化)

◎国税・地方税の法人設立関係手続の
オンライン・ワンストップ化(H31年度)

☆社会保険・登記を含む全法人設立関係手続の
オンライン・ワンストップ化

個人・ 法人 共通

◎☆行政機関間のデータ連携拡大(情報提出の重複削減(ワンスオンリー化))

◎電子帳簿の普及促進(文書保存の負担軽減)

◎納付のキャッシュレス化推進(現金納付の手続負担軽減)

平成30年度与党税制改正大綱(抄)

平成29年12月14日
自由民主党
公明党

第一 平成30年度税制改正の基本的考え方

6 円滑・適正な納税のための環境整備

(1) 税務手続の電子化等の推進

経済社会のICT化や働き方の多様化が進展する中、税務手続においても、ICTの活用を推進し、全ての納税者が簡便・正確に申告等を行うことができる利便性の高い納税環境を整備するとともに、データの円滑な利用を進めることにより、社会全体のコスト削減及び企業の生産性向上を図ることが重要である。

このため、法人税等に係る申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進めるとともに、大法人については法人税等の電子申告を義務化する。法定調書や所得税の年末調整手続についても、一層の電子化に向けた措置を講ずる。また、地方税の電子納税について、安全かつ安定的な運営を担保するために必要な措置を講じつつ、全地方公共団体が共同で収納を行う仕組みを整備する。

税務手続の電子化等の推進については、今後も、適正課税の観点も踏まえつつ、経済社会のICT化等の進展に遅れることなく対応を進めていく。

給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知（納税義務者用）については、電子情報処理組織（eLTAX）により特別徴収義務者を經由し、送付する仕組みを、地方公共団体間の取扱いに差異が生じないよう配慮しつつ検討する。

税務手続の電子化：取組の全体像・スケジュール（イメージ）

政府税調
資料を改訂

- 政府税制調査会の中間報告②で示された税務手続の電子化に係る取組事項について、平成30年度税制改正では、「大法人の電子申告義務化」「年末調整手続の一層の電子化」を措置することとした。
- このほか、「法定調書の一層の電子化」「ダイレクト納付（電子納税）の利便性向上」「処分通知等の一層の電子化」も措置することとした。

個人 （所得税 関係）

◎スマホ申告の実現（H31.1～段階的に対象範囲拡大）

◎ID・PWのみ（またはマイナンバーカードのみ）で
e-Tax利用可能（H31.1～）

◎医療費控除の申告における医療費通知データの活用
（H30.1～段階的実施）

◎**年末調整が基本的にオンラインで完結する仕組みの整備**
（被用者：PC・スマホ等での手続の実現、
雇用者：書面確認・保管の負担軽減）

H30改正：年末調整手続の一層の電子化（H32年分～）

☆技術の進展や政府方針等を踏まえた
e-Taxの認証手続の一層の利便性向上

☆マイナポータル等で確定申告・年末調整に
必要な情報を一元的に確認し
活用する仕組みの整備（将来的課題）

☆マイナポータル等を通じたカスタマイズ型情報配信

☆マイナポータルによる税、年金等の手続の
オンライン・ワンストップ化

法人 （法人税 関係）

◎**電子申告の普及促進**（大法人：e-Tax義務化、
中小法人：e-Tax利用率85%以上・将来的に義務化）

H30改正：大法人の電子申告（e-Tax）義務化（H32年度～）

◎国税・地方税の法人設立関係手続の
オンライン・ワンストップ化（H31年度）

☆社会保険・登記を含む全法人設立関係手続の
オンライン・ワンストップ化

個人・ 法人 共通

◎☆行政機関間のデータ連携拡大（情報提出の重複削減（ワンスオンリー化））

◎電子帳簿の普及促進（文書保存の負担軽減）

◎納付のキャッシュレス化推進（現金納付の手続負担軽減）

H30改正：

- ・法定調書の一層の電子化（光ディスク等での提出義務基準の引下げ）
- ・ダイレクト納付（電子納税）の利便性向上（予納の範囲拡充）
- ・処分通知等の一層の電子化（電子交付による通知等の範囲拡充）

国税の申告手続の電子化促進措置

平成30年度改正

- 経済社会のICT化等を踏まえ、政府全体として行政手続の電子化を進めてきているが、国税の電子申告の普及は道半ばの状況。（平成28年度の利用率：法人税申告 79.3%（法人税申告のうち大規模法人 56.9%）、所得税申告 53.5%）
- こうした中、官民あわせたコストの削減や企業の生産性向上を推進する観点から、申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進めつつ、まずは大法人について、電子申告の義務化を図る。
（平成32年4月1日以後開始する事業年度について適用）

大法人の電子申告義務化

- 大法人（※1）は、法人税・消費税等の納税申告書及び添付書類の提出を電子的に行わなければならないこととする。

（※1）内国法人のうち事業年度開始の時の資本金の額等が1億円を超える法人など

- 電子的な提出が困難と認められる一定の事由があるとき（※2）は、税務署長の承認に基づき、例外的に書面による申告書等の提出を可能とする。

（※2）サイバー攻撃、災害、経営の破綻等により、インターネットが利用できず電子申告ができない場合

申告データの円滑な電子提出のための環境整備

- ① 提出情報等のスリム化
 - ・ 第三者作成書類の見直し（土地収用証明書等の添付省略・保存要件化、送信するイメージデータの紙原本の保存不要化）
 - ・ 勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化（運用）
- ② データ形式の柔軟化
 - ・ 別表（明細記載を要する部分）・財務諸表・勘定科目内訳明細書のデータ形式の柔軟化（CSV）
- ③ 提出方法の拡充
 - ・ 添付書類の光ディスク等による提出
 - ・ 電子申告の送信容量の拡大（運用）
- ④ 提出先の一元化（ワンスオンリー化）
 - ・ 国・地方を通じた財務諸表の電子提出の一元化
 - ・ 連結法人に係る個別帰属額届出書の電子提出の一元化等
- ⑤ 認証手続の簡便化
 - ・ 法人の認証手続の簡便化（経理責任者の電子署名の不要化、代表者から委任を受けた者の電子署名による電子申告を可能とする）

生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅ローン控除に係る年末調整手続の電子化

源泉徴収義務者（雇用者）の事務負担を軽減し、給与所得者（被用者）の利便性を向上させる観点から、改正前の制度においては書面で源泉徴収義務者に提出がされていた生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅ローン控除に係る年末調整関係書類について、電磁的方法による提出（電子提出）を可能とする。

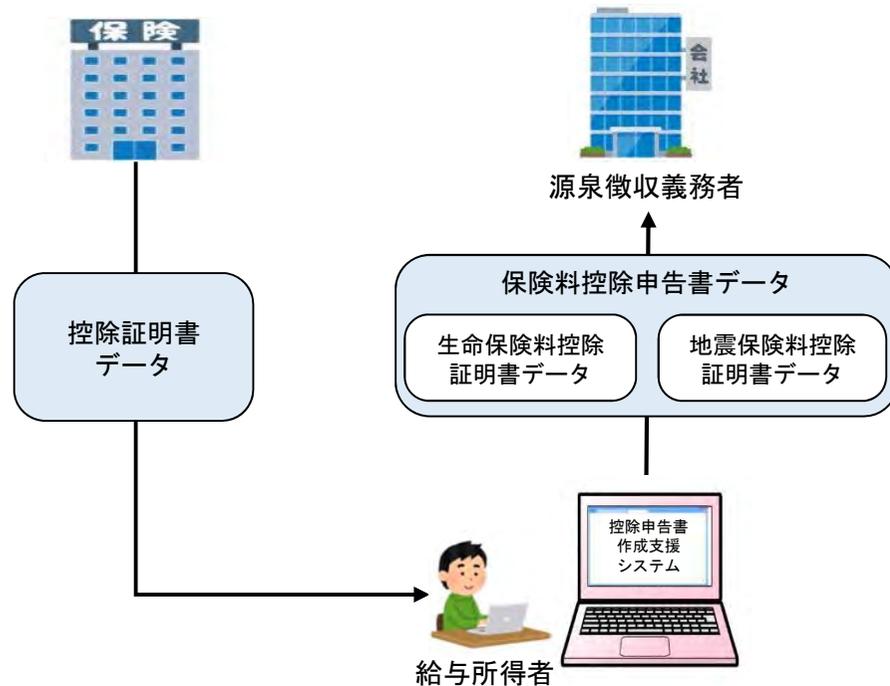
（注1）電子提出の対象とする年末調整関係書類

生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、住宅ローン控除申告書、住宅ローン控除証明書、住宅ローンの年末残高証明書

（注2）上記の見直しと併せて、住宅ローン控除証明書及び住宅ローンの年末残高証明書について、生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書等と同様に、電子メール等により提供を受けた住宅ローン控除証明書及び住宅ローンの年末残高証明書に記載すべき事項が記録された電子証明書を印刷した書面で、真正性を担保するための所要の措置が講じられているもの（QRコード付証明書）を住宅ローン控除申告書等に添付することを可能とする。

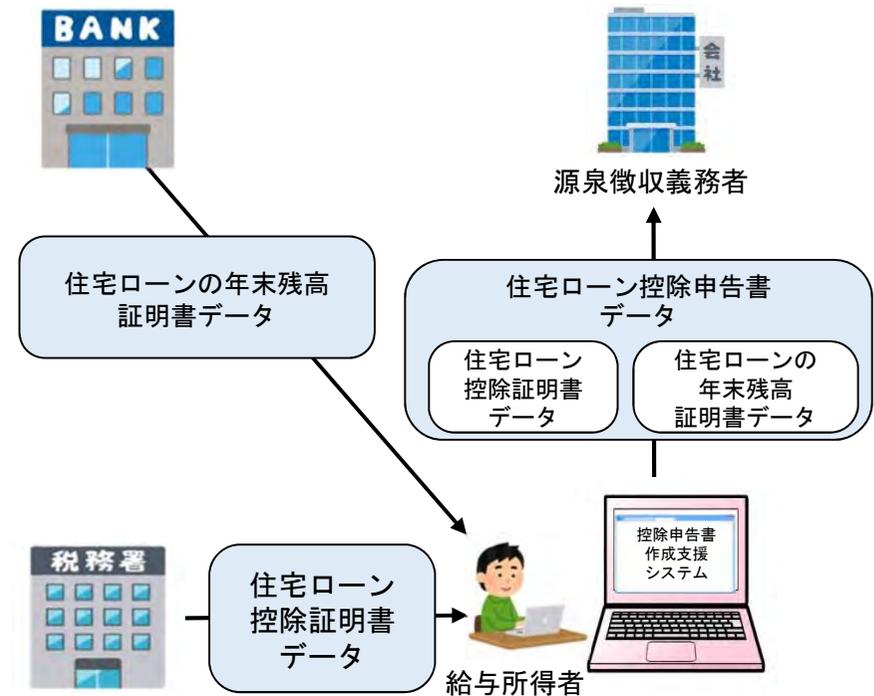
【改正後】

<生命保険料控除・地震保険料控除>



（注）平成32年分以後の所得税について適用

<住宅ローン控除>



（注）平成31年1月1日以後に自己の居住の用に供する場合における平成32年分以後の所得税について適用

税務手続の電子化に向けた具体的取組（国税）

1. 個人（所得税関係）

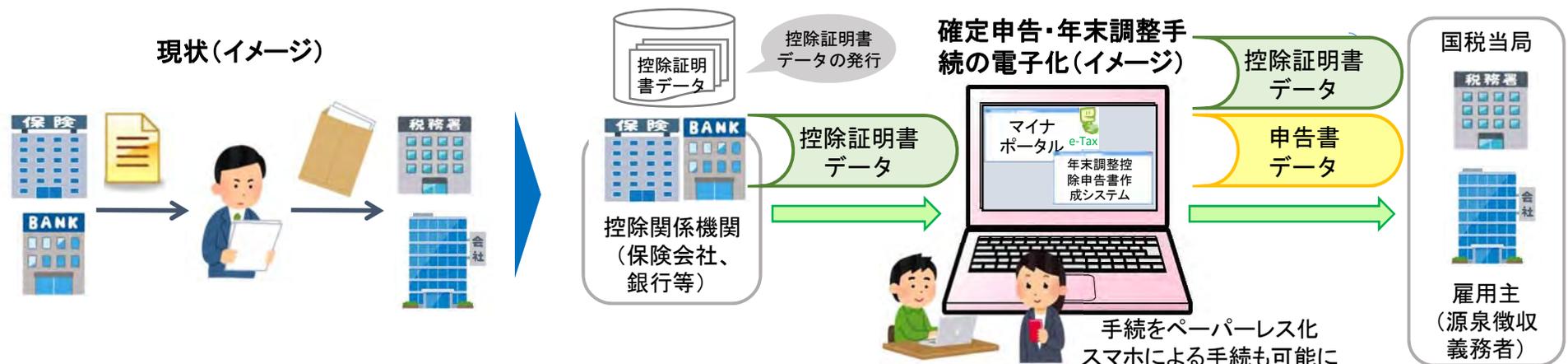
目標	現状	今後の取組
「スマホ申告」の実現	スマートフォンによる電子申告は未対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 国税庁ホームページで確定申告書を作成できる「確定申告書等作成コーナー」について、スマートフォンでも入力しやすい専用画面（スマホ専用画面）を開発中。対象は以下のとおり。 <p>【平成31年1月～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の多い、年末調整済みの給与所得者で、<u>医療費控除やふるさと納税などの寄附金控除に係る還付申告をされる方を対象。</u> <p>【平成32（2020）年1月～（予定）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象を、<u>全ての給与所得者や年金収入のある方にも拡大。</u> （所得控除には、基本的にすべて対応） <ul style="list-style-type: none"> ● 源泉徴収票の電子交付を促進しつつ、書面で交付されたものへの対応として、更なる利便性向上のため、「<u>源泉徴収票等をスマホのカメラで撮影し、確定申告書等作成コーナーに自動入力できる機能</u>」の開発について、技術的な課題も含めて検討。

1. 個人（所得税関係）

目標	現状	今後の取組
e-Taxの認証 手続の簡便化	ID・パスワード(PW)に加え、 マイナンバー カード・ICカー ドリーダーライタ による本人認 証が必要	<p>● 以下の取組みにより、e-Taxの認証手続を順次簡便化。</p> <p>【平成31年1月～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確定申告書等作成コーナーを利用した場合には、厳格な本人確認に基づき通知した、<u>ID・PWのみ(マイナンバーカードなし)</u>でe-Tax利用が可能に。 ・ <u>マイナンバーカードを用いてe-Taxを利用する場合、e-TaxのID・PWの入力なし</u>でe-Tax利用可能に。(マイナンバーカードの電子証明書を活用) <p>【平成32(2020)年1月～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>マイナンバーカードを用いてe-Taxを利用する場合、スマートフォンからでも、e-TaxのID・PWの入力なし</u>でe-Tax利用可能に。 (マイナンバーカードの電子証明書を活用) <p>(※)マイナンバーカード読取機能を搭載したスマートフォンに限る。</p> <p>● 押印や対面等の本人確認等の在り方の再整理に係る政府方針に基づき、電子的な認証方法の更なる簡素化を検討。(中長期的課題)</p>

1. 個人（所得税関係）

目標	現状	今後の取組
<p>確定申告・年末調整手続の電子化</p>	<p>納税者（被用者を含む）は、各種控除関係書類を書面で收受し、申告書を作成。</p> <p>雇用者（源泉徴収義務者）は、年末調整手続で、書面の申告書等の確認・保管に事務負担を負っている</p>	<p>● 確定申告について、マイナポータル等において必要な情報を一元的に確認・活用することができる仕組みを検討し、医療費控除申告などの確定申告手続の電子化を推進。</p> <p>【平成30年1月～（平成29年度改正・実施済）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 確定申告において、医療費通知データを活用した医療費控除申告が可能に。（明細書の作成等不要に。） <p>【平成33（2021）年1月～（予定）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国税庁ホームページで確定申告書を作成できる「<u>確定申告書等作成コーナー</u>」とマイナポータルが連携。（マイナポータル上の確定申告に必要な控除証明書データ等を確定申告書等作成コーナーに自動転記して、e-Tax送信が可能となる機能を開発予定。） <p>(※)連携先機関等との所要の調整等が前提。</p> <p>【順次実施（関係府省等との協議が必要）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療費情報や控除証明書情報を確定申告で利用できるよう、医療保険者（健康保険組合）等や控除関係機関（銀行等）が当該情報をマイナポータルに通知する。



1. 個人（所得税関係）

目標	現状	今後の取組
<p>確定申告・ 年末調整手 続の電子化</p>	<p>納税者（被用者を 含む）は、各種控 除関係書類を書 面で收受し、申告 書を作成</p> <p>雇用者（源泉徴収 義務者）は、年末 調整手続で、書面 の申告書等の確 認・保管に事務負 担を負っている</p>	<p>● 年末調整について、控除関係機関（保険会社・銀行等）⇒被用者（従業員）⇒雇用者という情報の流れを電子化。</p> <p>【平成32（2020）年10月～（予定）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅ローン控除に係る年末調整関係書類について、電磁的方法による提出（電子提出）が可能に（平成30年度改正）。 被用者（従業員）向けアプリ「<u>年末調整控除申告書作成システム</u>」を提供。 <ul style="list-style-type: none"> → 国税庁ホームページからアプリを無料ダウンロード。 → <u>控除関係機関（保険会社・銀行等）から送付された控除証明書等のデータを取り込めば、所定の項目に自動転記され、そのまま勤務先にオンライン提出可能。</u> → 「確定申告書等作成コーナー」と同様に、同システムにおいても、マイナポータルから必要な情報を入手し、そのデータを自動転記して控除申告書を作成できる機能を開発予定。 <p>（※）連携先機関等との所要の調整等が前提。</p> <p>〔 被用者：PCやスマホ等による手続が可能に。 雇用者：書面を確認・保管する事務負担が軽減。 〕</p> <p>【順次実施（控除関係機関（銀行等）との協議が必要）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 控除証明書情報を年末調整で利用できるよう、控除関係機関（銀行等）が当該情報をマイナポータルに通知する。

1. 個人（所得税関係）

目標	現状	今後の取組
<p>確定申告・ 年末調整手 続の電子化</p>	<p>納税者（被用者を 含む）は、各種控 除関係書類を書 面で收受し、申告 書を作成</p> <p>雇用者（源泉徴収 義務者）は、年末 調整手続で、書面 の申告書等の確 認・保管に事務負 担を負っている</p>	<p>● マイナポータル等を通じて、納税者個々のニーズにあったカスタマイズ型のタイムリーな情報配信を行う方策を検討。</p> <p>【平成31年1月～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナポータルの「お知らせ」機能を活用して、e-Taxメッセージボックス格納情報の配信。 <p>【平成31(2019)年9月～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナポータルの「お知らせ」機能を活用して、各種説明会の開催案内配信。 <p>【順次実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申告時期の案内等、ニーズに沿ったタイムリーな情報配信。 ・ 各種控除証明書等、確定申告・年末調整に必要な情報を一元的に確認し活用する仕組みを検討。

1. 個人（所得税関係）

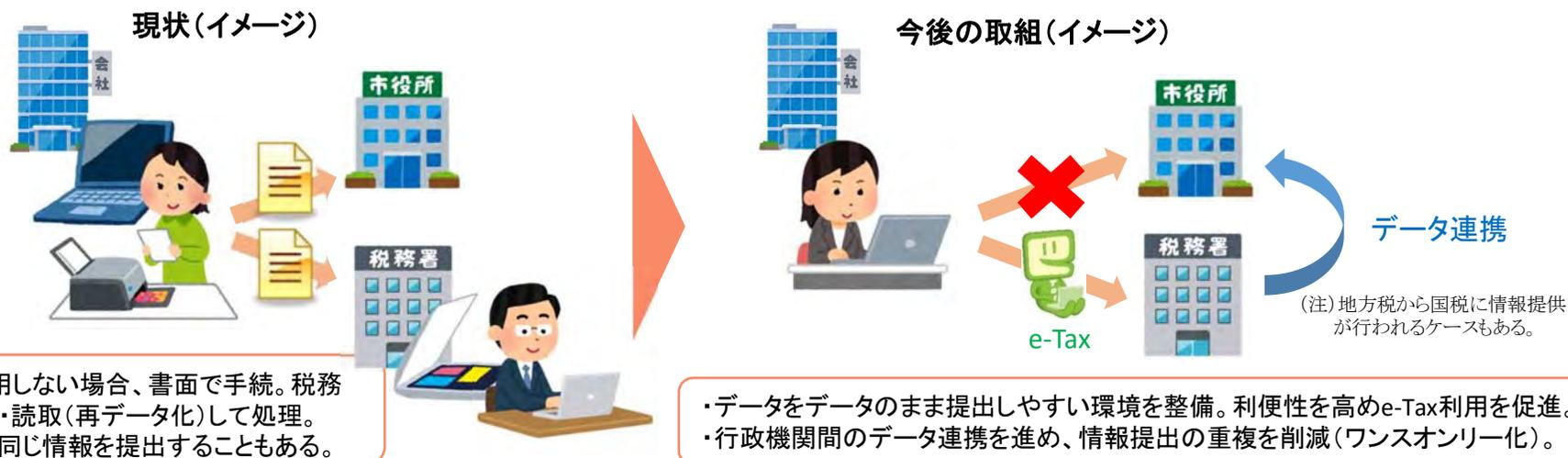
目標	現状	今後の取組
<p>手続のワンストップ化</p>	<p>税、年金等の手続を個別に実施</p>	<p>● 政府方針に基づき、IT室が中心となって関係省庁と連携しつつ、マイナポータルを活用し、国税・地方税・年金等の手続のオンライン・ワンストップ化を推進する。</p> <p>【平成32(2020)年度～順次実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策の実現に向けて、策定されたロードマップに基づき、関係省庁で検討を継続し、ワンストップ・サービスを順次開始。 <p>【平成30年度中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>従業員のライフイベントに伴い企業が行う社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化及びワンスオンリー化を目指すため、企業と行政機関と間でのデータ連携を通じて、各種手続における企業からの情報の重複提供を不要とし、ワンスオンリー化を実現するためのシステム整備を進めるべく、ロードマップを策定。</u> <p>(参考) 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（平成30年6月15日閣議決定）</p> <p>企業の生産性向上の観点から、従業員に関する社会保険・税手続の電子化・簡便化が重要である。</p> <p>従業員のライフイベントに伴い企業が行う社会保険・税手続について、平成32年度にワンストップサービスを開始できるよう取組を推進する。さらに、企業が有する従業員に関する情報について、企業と行政機関との間でのデータ連携を通じて各種手続における企業からの情報の重複提供を不要としワンスオンリー化を実現するためのシステム整備を進めるべく、企業が提出を要する情報等の棚卸や技術的課題の洗い出しなどを進め、平成30年度にロードマップを策定し、以降順次、実現に向け取り組む。</p>

2. 法人（法人税関係）

目標	現状	今後の取組
電子申告の普及促進	<p>電子申告の普及は道半ば ICTで作成された申告データが必ずしもデータのまま提出されていない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進めつつ、まずは大法人について、電子申告の義務化を図る。 <p>【平成30年4月～（平成30年度改正・実施済）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ e-Tax システムの機能改善、提出書類の不要化、電子署名の簡便化等の施策を実現。 <p>【平成32（2020）年4月1日以後に開始する事業年度の申告から（平成30年度改正）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大法人の電子申告を義務化。 <p>【順次実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成31年度までに中小法人について、未利用者や税理士への利用勧奨等を行い、電子申告利用率85%以上に引き上げることを目標としつつ、将来的には、ICT環境等を勘案し、中小法人にも電子申告を義務化し、電子申告利用率100%を目指す。
法人設立関係手続のオンライン・ワンストップ化	<p>法人設立にあたり、国税・地方税・社会保険等の各手続を個別に実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 政府方針に基づき、再生事務局が中心となって関係省庁が連携しつつ、法人設立に関する全手続のオンライン化とマイナポータルを活用したワンストップサービスの提供を実現。 <p>【平成31年度中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登記後の手続のオンラインワンストップ化を実現する。 <p>【平成32（2020）年度中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登記手続も含め、全手続のオンラインワンストップ化を実現する。 <p>（参考）未来投資戦略2018（平成30年6月15日 閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 世界最高水準の起業環境を実現するために、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化を行うこととし、以下の事項に取り組むとともに、定期的に取り組状況を検証し、平成33年度目途で見直しを行い、必要な措置を講ずる。 －マイナポータルを活用した法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に向けて、技術的検討と準備を開始し、登記後の手続のワンストップ化は来年度中、定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化は平成32年度中に実現する。

3. その他（個人、法人共通）

目標	現状	今後の取組
行政機関間のデータ連携拡大	データ連携が十分でない場合、各機関に同じ情報を繰り返し提出する必要	<ul style="list-style-type: none"> ● 国税・地方税の法人設立関係手続等の電子的提出一元化、法務省との不動産登記情報のデータ連携等を進め、情報提出の重複を削減（ワンスオンリー化）。 【平成31年度実施に向け検討中】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人納税者の開廃業・異動等に係る申請・届出手続の電子的提出の一元化。 【平成32(2020)年4月～(平成30年度改正)】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国・地方を通じた財務諸表の提出先の一元化。 【順次実施】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人納税者の開廃業・異動等に係る申請・届出手続についても、地方税当局のデータ様式の統一化等の検討状況を踏まえ、データの一括作成及び電子的提出の一元化を可能とするよう引き続き検討。



3. その他（個人、法人共通）

目標	現状	今後の取組
電子帳簿等保存制度の利用促進	電子帳簿を利用しない場合、ICTで作成・管理する帳簿書類を書面で保管する必要	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>帳簿書類等の正確性を担保する仕組みにも配慮しつつ、電子帳簿等保存制度の利用を促進し、事業者の文書保存に係る負担を軽減。</u> 【平成32(2020)年1月～(平成30年度改正)】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「電子帳簿保存」等の要件を満たした者について65万円の青色申告特別控除を適用。 【平成31年度税制改正以降】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業等のニーズを踏まえ、電子帳簿やスキャナ保存の活用が促進されるような見直しを検討
納付のキャッシュレス化推進	現金納付が依然多い 現金納付の場合、納税者は金融機関や税務署に赴き納付を行う必要	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>地方税の電子納税のインフラ整備とあわせ、国税の納付も利便性を向上。国税・地方税の納付のキャッシュレス化を推進し、現金納付に伴う手続負担を軽減。</u> 【平成30年1月～(実施済)】 <ul style="list-style-type: none"> ・ ダイレクト納付における複数金融機関の口座登録を可能に。 【平成31年1月～(平成30年度改正)】 <ul style="list-style-type: none"> ・ QRコードを利用したコンビニ納付の導入。 【順次実施】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報技術の今後の動向を見据えながら、納付手段の更なる多様化によるキャッシュレス化の推進(窓口納付の縮減)について検討。

税務手続の電子化に向けた取組状況

(2) 「デジタルガバメント実行計画」を踏まえた対応状況

デジタルガバメント実行計画(抄)
(平成30年7月20日 デジタルガバメント閣僚会議決定)

3. 利用者中心の行政サービス改革

3.2 横断的サービス改革(行政改革の100%デジタル化)

以下の3原則に沿い、あらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させる。(行政サービスの100%デジタル化)

① **デジタルファースト**

原則として、個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する。

② **ワンスオンリー**

一度提出した情報は、二度提出することを不要とする。

③ **コネクテッド・ワンストップ**

民間サービスを含め、複数の手続・サービスがどこからでも／一か所で実現する。

行政サービスの100%電子化を実現するため、各府省は、所管する各手続きについて、以下の1)～4)の見直しを検討する。内閣官房は、各府省の協力を得て、行政手続等におけるオンライン化の徹底及び添付書類の撤廃等を実現するため、「デジタルファースト法案(仮称)」を速やかに国会に提出する。

- 1) 業務改革(BPR)の徹底
- 2) 手続オンライン化の徹底
- 3) 添付書類の撤廃に向けた取組
- 4) ワンストップサービスの推進

(1) 本法案の位置付け・総則等

➤ 本法案の位置付け

- ✓ 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成12年法律第144号)及び官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)に基づく法制上の措置。
- ✓ 同法の基本理念にのっとりデジタル化を推進。

➤ 法案の目的・原則等

- ✓ 行政手続等のデジタル化等による社会全体のデジタル化の実現
- ✓ 国民利便性向上や行政運営の効率化により、国民生活の向上や国民経済の発展
- ✓ 少子高齢化等への対応等の社会的課題の解決
- ✓ デジタル技術の活用を十分に行うことができない人々に対する支援
- ✓ デジタル化の基本原則としてのデジタル3原則 (デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップ)

(2) 行政手続のオンライン化の徹底

➤ 行政手続きのオンライン原則

(オンライン原則)

- ✓ 行政機関に、原則全ての行政手続(申請及び申請に基づく処分通知)をオンラインで実施する義務を課す。
- ✓ オンライン化に当たっては、添付書類も含め、手続きの全体をオンラインで実施する。
- ✓ すぐにオンライン化できない手続も、一定の猶予期間を設け、それ以降はオンラインで実施する。

(適用対象等)

- ✓ 現物・対面が必要な手続は適用除外とするが、真にオンライン化が困難なものに限定する。
 - ✓ システム整備の費用対効果が著しく小さい手続きは、オンライン化「可能」な手続とする。
 - ✓ 国の行政機関等以外(地方公共団体等)についてもオンライン化の努力義務を課し、国がシステムの整備や情報の提供等の支援を実施することにより、オンライン化を推進する。
- ### ➤ 本人確認手法及び手数料支払いのデジタル化等
- ✓ オンライン手続に当たっては、紙を前提とした本人確認手法(署名や押印等)や手数料支払い(収入印紙等)はデジタル的な手法で置き換えなければならないものとする。

デジタルファースト法案の策定について

(3) 添付書類の撤廃

- 添付書類の省略
- ✓ 行政機関間の情報連携等により省略が可能となる添付書類につて、法令上省略可能とするための規定を整備する。
- 添付書類のデジタル化
- ✓ 添付書類のデジタルデータでの提出を受け付ける義務を行政機関に課し、紙の添付書類を撤廃する。

(4) デジタル化を実現するためのシステム整備等

- ✓ オンライン化の徹底や添付書類の撤廃を実現するためのシステム整備
- ✓ システム整備に当たってのAPIの整備及び活用
- ✓ 地方公共団体のデジタル化に対する支援
- ✓ 行政手続のデジタル化に当たってのデジタルデバイスへの配慮
- ✓ 民間手続のオンライン化の促進

(5) 整備法に係る作業

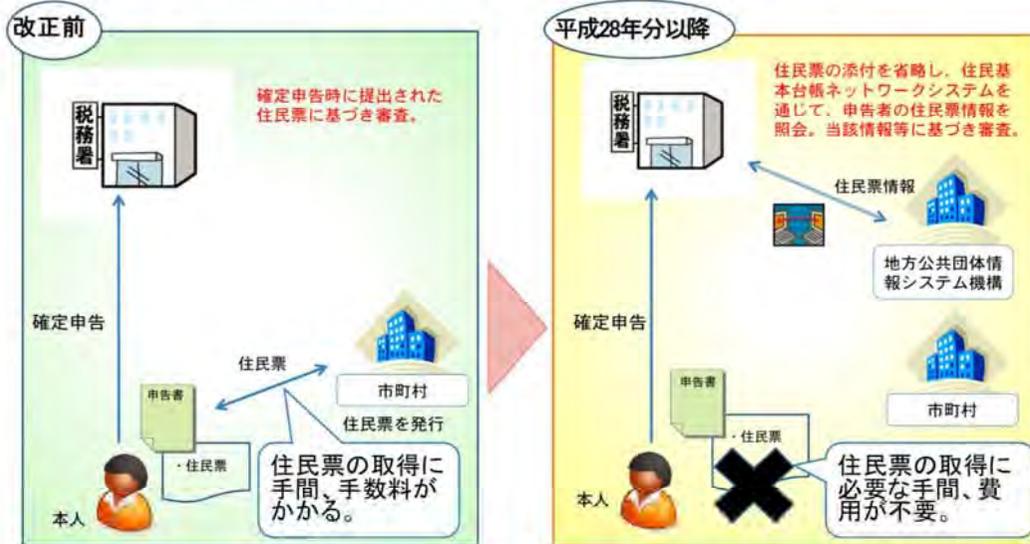
- ✓ 本法のみでは十分な措置を行うことができない等の理由により、独自にオンライン化の措置を行う必要があるものについては、本法の趣旨にのっとり、整備法として、一括して 個別法律を改正
- ✓ 今後、各府省の協力を得て、整備法の策定作業を実施

国税手続における添付書類省略に関する取組

- 国税手続における主要な添付書類(他の行政機関が発行するもの)は住民票、登記事項証明書、戸籍。
 - ① 住民票については、国・地方の情報連携により、住宅ローン控除申告(年間約60万件弱※)等における添付省略を実現。(平成28年分確定申告以降)
 - ② 登記事項証明書(商業)については、法務省との情報連携により、法人設立届出書(年間約10万件強※)等における添付省略を実現。(平成29年4月1日以降)
 - (参考)登記事項証明書(不動産)については、政府方針(「デジタル・ガバメント推進方針」)において、法務省のシステム更改(平成32年度予定)にあわせ、行政機関間の情報連携を可能とするよう取り組むこととされている。
 - ③ 戸籍については、法務省において新たな戸籍情報システムに係る検討が行われているところ(平成35年度末の運用開始予定)。その検討状況を踏まえ、情報連携の可能性について検討。
- 今後も、さらなる添付書類省略に向けた取組を推進。(酒類等の製造・販売業免許申手続における登記事項証明書(商業法人)の添付省略、税理士試験の受験資格の認定申請手続等における住民票の添付省略などを検討中。)

※添付省略化した直前3年間の件数の概数

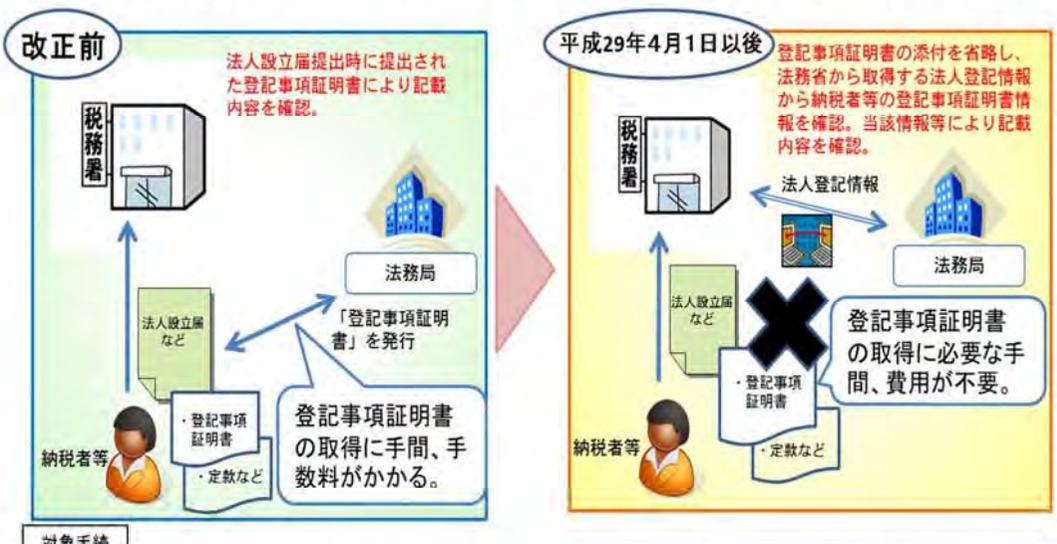
確定申告時の添付書類(住民票)の省略(27年度税制改正)



住民票添付省略の対象となる特例

- 【所得税】住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例など
- 【贈与税】贈与税の配偶者控除、相続時精算課税の選択など
- 【相続税】小規模宅地等の特例を適用する者のうち、特定居住用宅地等を取得した者

法人の設立届出書等の提出時における登記事項証明書の添付省略(29年度税制改正)



対象手続

- ・内国普通法人等の設立の届出
 - ・外国普通法人となった旨の届出
 - ・公益法人等又は人格のない社団等の収益事業開始の届出
 - ・普通法人又は協同組合等となった旨の届出
 - ・法人課税信託の受託者となった旨の届出
 - ・酒類業組合等の成立の届出
 - ・酒類業組合等の解散の届出
 - ・酒類業組合等の役員等の異動書類の提出
- (注) 事業の開始の際に必要な手続に関連する異動・解散の際に必要な手続を対象とする。

経済社会の I C T 化を踏まえた納税環境の変化等

経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②

(税務手続の電子化等の推進、個人所得課税の見直し)【平成 29 年 11 月 20 日 政府税制調査会】

(抜粋)

(2-2) 経済社会の ICT 化等を踏まえた所得把握のあり方

経済社会の ICT 化に伴い、前述のとおり、いわゆる「デジタルエコノミー」が発展し、これにより、例えばシェアリングエコノミーのような消費者間 (CtoC) や消費者・事業者間 (CtoB) のオンライン取引が拡大し、インターネットを通じて個別の仕事を請け負う新たな働き方 (いわゆる「ギグエコノミー」) も増え始めている。こうした動きは、新たな成長市場を創出する可能性があり、我が国経済にとって、その成長と発展が望まれることは言うまでもない。他方、ICT 化が進展した経済社会における取引については、一般に、

- ・ 市場参加者の匿名性が高いこと
- ・ 事業者と顧客の 1 対 1 の取引ではなく、ネットワーク上にいる全市場参加者の多数対多数のマッチング市場で行われるものであること
- ・ 商品・サービスの消費者と提供者が、卸売等の仲介事業者を挟まず、直接接触し、取引が行われること

などの特徴を有しているが、従来型の経済取引を前提とした様々な枠組みや制度が、このような新たな取引の実態に十分に追いついていない面があり、市場の健全な発展のためにも適切な対応が求められる。

税制との関係では、デジタルエコノミーにおける取引を通じて稼得する者の所得をいかに適切に把握するかが論点となるが、当調査会としては、こうした課題について、諸外国においてどのような対応が行われているか調査を行った。

一連の海外調査を通じて、主要国においては、大別して、①一定の者から関連する情報を税務当局に提出させる法定調書の仕組みや、②調査対象者が個別に特定されていない段階でも、一定の条件の下、税務当局が第三者に対し取引情報等の提供を要請する仕組みが整備されていることが確認された。

まず、法定調書については、我が国においても、基本的に、一定の取引を行い、報酬を支払う「企業」が税務当局に提出する仕組みとされているが、「個人」が報酬を支払う場合には、基本的に提出義務がないことから、個人同士がインターネットを介して取引を行うケースでは、所得の把握が困難であるという課題がある。他方、無数の個人に法定調書の提出を求めることは、事務負担や適正な執行を担保する面から課題がある。

この点、主要国においては、同様の問題意識から、法定調書により、資金決済機関やインターネット上で様々な取引の仲介等を行う事業者の情報

出を求めるといった対応を行っている国があることが確認された。(詳細は下記の参考2を参照)

また、税務当局が必要に応じて第三者に対し不特定の納税者に係る情報の提供を要請する仕組みについても、従前からこうした制度が存在していた国があるほか、近年、インターネット取引に関連する課税漏れの増加等に対応するため制度整備を行った国もあることが確認された。(詳細は下記の参考3を参照)

こうした情報提供要請権限については、機動的な情報収集を可能としつつ権限行使の適正性を担保するための枠組みをどうするかが課題となるが、今後も変化・多様化し続けるデジタルエコノミーの取引形態に関して柔軟に情報収集を行うためには有効なツールと考えられる。また、国際課税の文脈では、国際的租税回避商品の購入者等の把握が重要となっているが、不特定の納税者に関する情報提供要請権限が導入された場合、そうした課題に対しても有用となる可能性がある。

デジタルエコノミーにおける取引を通じて稼得する者の所得の適切な把握については、我が国においては未だ黎明期にあるデジタルエコノミーの普及拡大の重要性に留意しつつ、関係者の事務負担、税制以外の制度の整備状況を踏まえ、諸外国の制度も参考に具体的な方策に関する検討を進める必要がある。

(参考2) 主要国における取組 (法定調書)

- ・ アメリカでは、銀行等の決済機関及び第三者決済機関が、売上等の決済情報を税務当局に報告する法定調書が存在している。
- ・ フランスでは、インターネット上で様々な取引の仲介等を行う事業者が、当該取引の当事者の収入等に係る情報を税務当局に報告する法定調書が2020年から導入される予定。

(参考3) 主要国における取組 (情報提供要請権限)

- ・ フランスでは、2014年に、インターネット取引を通じて稼得された所得に係る課税漏れの増加等に対応する観点から、調査対象者が特定されていない段階でも、税務当局が第三者に対し一定の条件を指定し、該当する取引情報等の提供を要請することが可能とされた。
- ・ イギリスでは、税務当局が不特定の納税者に係る情報提供要請を行う仕組みについて、2013年・2016年の法改正により、一定の条件の下で、情報提供要請の対象となる第三者の範囲が、様々な取引の仲介等を行う事業者等に拡大された。
- ・ ドイツでも、判例に基づき税務当局が不特定の納税者に係る情報提供要請を行うことが可能であったが、2017年の法改正により、こうした権限が法律上明文化された。
- ・ アメリカやカナダでは、従前から、一定の手続的統制の下で、税務当局が不特定の納税者に係る情報提供要請を行う仕組みが存在している。

シェアリングエコノミーに関する近年の動向（主なもの）

<シェアリングエコノミー全般>

平成 28 年 11 月

内閣官房 IT 総合戦略室シェアリングエコノミー検討会議、
中間報告書を公表

- ・ 中間報告書の一項目として、シェアリングエコノミー・モデルガイドライン*を提示。

* 各業界が自主的なガイドライン等を策定する場合に盛り込むことが考えられる項目及び内容を示したもの。

平成 29 年 6 月

(一社) シェアリングエコノミー協会、
「シェアリングエコノミー認証制度」を開始

- ・ 上記モデルガイドラインに沿って業界の自主ルールを策定するとともに、同ルールに適合したプラットフォーム事業者を認証(申請ベース)する仕組み^(注1)。
- ・ 利用者の本人確認の実施が審査項目の一つ^(注2)。

(注1) 平成 30 年 9 月現在、20 事業者が認証を受けている。

(注2) 当該認証を受けていないプラットフォーム事業者においても、自主的に本人確認を実施している例が複数ある。

(参考) 平成 30 年 7 月

内閣府「『シェアリング・エコノミー等新分野の経済活動の計測に関する調査研究』報告書」公表

→ シェアリングエコノミーの市場規模(生産額)について、
4,700 億円~5,250 億円と試算。

<民泊>

平成 29 年 6 月 住宅宿泊事業法成立

平成 30 年 6 月 住宅宿泊事業法施行

- ・ 住宅宿泊事業者(民泊のホスト)について、都道府県知事への登録を義務化。
- ・ 住宅宿泊事業者の登録情報や実際の宿泊者数等はデータベース化。国税当局を含む関係行政機関で情報を共有。

シェアリングエコノミーの類型

※内閣府経済社会総合研究所「『シェアリング・エコノミー等新分野の経済活動の計測に関する調査研究』報告書概要」（平成30年7月）より抜粋

3.1 国内シェアリング・エコノミー業界の概況

各分野のシェアリングについて、既存の産業分類との関連を踏まえ、業態を類型化。

分野	類型	事業内容	備考
スペース	民泊	個人の自宅や空家等住宅をシェアし宿泊者向けに貸し出し	
	その他不動産の賃貸	空き地やテナント等の空きスペース、シェアオフィス等のレンタル 駐車場のレンタル	※主にBtoC
	その他	広告スペースのシェア 土地のマッチング+アパート経営支援 遊休農地のシェア	
移動	ライドシェア	個人(家計)が行う旅客輸送サービスや相乗り(のマッチング)	※白タクは道路運送法上の規制対象。
	タクシー等のマッチング	法人(企業)や個人事業主が行う伝統的な旅客輸送サービス(のマッチング)	※タクシー配車等既存産業と同様。
	乗り物のシェア	個人(家計)が所有する自動車等の乗り物を貸し借りする。	※モノのシェアに該当。
	レンタカー等	法人(企業)等が自ら所有するものの賃貸サービス	※レンタカー等既存産業と同様。
モノ	モノのレンタル	服飾品や雑貨等を個人間で貸し借り 企業等の保有資産(服飾品、自動車、研究設備等)をレンタル	※主にC to C ※主にB to C
	中古品販売	中古品を売買	
	ハンドメイド品販売	個人のハンドメイド品を売買	
スキル・時間	オンラインマッチングサービス	家事サービスもしくは家政婦等(のマッチング) イラスト制作等、個人のスキルのフリーマーケット	※家事サービス等は既存産業と同様。 ※代行などの時間のシェアを含む。
	クラウドソーシング	企業等がインターネットを介して不特定多数の人々に案件の依頼を行う。	
カネ	寄付型	被災地・途上国等の個人・小規模事業者等に対して、ウェブサイト上で寄付を募集する、等	
	購入型	購入者から前払いで集めた代金を元手に、製品の開発・生産等を行い、完成後の製品・サービス等を購入者に提供する等 プラットフォーム事業者を介して、 ・事業者が発行する株式を購入する(第一種少額電子募集取扱業) ・投資家と事業者との間で匿名組合契約を締結し、出資を行う。(第二種少額電子募集取扱業) ・事業者に融資を行う(貸金業)	

シェアリングエコノミーの市場規模

※内閣府経済社会総合研究所「『シェアリング・エコノミー等新分野の経済活動の計測に関する調査研究』報告書概要」（平成30年7月）より抜粋
（赤枠は財務省にて付加）

4.3 シェアリング・エコノミーの生産額の試算（2016年）^{注1) 注2)}

- 各分野ごとの生産額の規模を試算した上で、2.2で検討した3つの領域を踏まえつつ規模を整理。全体の生産額規模は約4,700億円～5,250億円程度。
- 「②SNAの生産の境界内ではあるが、捕捉できていないと考えられるもの」の規模は950億円～1,350億円程度。

シェアの分野	生産額規模（2016年）			総額
	「①SNAの生産の境界外となるもの」	「②SNAの生産の境界内ではあるが、捕捉できていないと考えられるもの」	「③SNAの生産の境界内であって、現状捕捉されていると考えられるもの」	
	中古品販売 CtoCの金融取引等	CtoCの実物取引等	仲介手数料、 持ち家帰属家賃（民泊分）等	
スペース	—	700億円～1,000億円程度	700億円～800億円程度	1,400億円～1,800億円程度
モノ	2,700億円～2,750億円程度 ^{注3)}	150億円程度	100億円～150億円程度	3,000億円程度
スキル・時間	—	100億円～200億円程度	50億円程度	150億円～250億円程度
カネ	— (550億円～600億円程度 ^{注4)})	—	150億円～200億円程度	150億円～200億円程度 (+カネのシェア①が550億円～600億円程度 ^{注4)})
合計	2,700億円～2,750億円程度 (+カネのシェア550億円～600億円 ^{注4)})	950億円～1,350億円程度	1,000億円～1,200億円程度	4,700億円～5,250億円程度 (+カネのシェア①が550億円～600億円程度 ^{注4)})

注1) 現時点で利用可能な情報を用い一定の前提に基づいて試算した結果であり、幅を持って見る必要がある。

注2) 移動のシェア（ライドシェア）については、道路運送法上の白タク規制などの規制を踏まえ、我が国における経済活動は極めて小規模と考えられるため、今回の推計からは除外した。

注3) モノ①の生産額規模は、総額の3,000億円程度から②及び③を差し引いている。

注4) カネのシェアのうちC to Cの資金の取引に関してはSNA上の生産に当たらず金融取引となるため、参考値とし、合計からも除外している。

仮想通貨取引に係る税務申告を取り巻く環境の変化（主なもの）

平成 29 年 4 月 改正資金決済法*の施行

- ・ 「仮想通貨」の定義を法定（注1）
- ・ 仮想通貨交換業者に対する登録制を導入（平成 29 年 9 月、初回 11 社が登録）
- ・ 仮想通貨交換業者に対し、
①口座開設時における顧客の本人確認（犯罪収益移転防止法改正）、②顧客への取引情報の提供（注2）等を義務付け。

* 資金決済に関する法律

平成 29 年 7 月 改正消費税法施行令の施行

- ・ 仮想通貨の譲渡について消費税を非課税とする措置を導入（平成 29 年度税制改正）。

平成 29 年 12 月 国税庁「仮想通貨に関する所得の計算方法等について」公表

- ・ 仮想通貨取引による所得の計算方法について Q&A 形式で説明。

平成 30 年 2 ～ 3 月 平成 29 年分所得税等の確定申告

- ・ 仮想通貨取引を含む雑収入が 1 億円以上あった申告の件数は 3 3 1 件。

平成 30 年 国税庁「仮想通貨取引等に係る申告等の環境整備に関する研究会」開催

- ・ 仮想通貨交換業者が顧客に対して所得の計算上必要となる情報を提供するよう、関連団体を通じて協力を依頼。

（注1）資金決済法 2 条⑤ この法律において「仮想通貨」とは、次に掲げるものをいう。

一 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

（注2）仮想通貨交換業者に関する内閣府令 17 条④ 仮想通貨交換業者は、仮想通貨交換業の利用者との間で仮想通貨交換業に係る取引を継続的に又は反復して行うときは、三月を超えない期間ごとに、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、取引の記録並びに管理する利用者の金銭の額及び仮想通貨の数量についての情報を提供しなければならない。

仮想通貨取引による所得の申告状況

※ 平成 30 年 5 月 国税庁報道発表資料（抜粋）（注）平成 30 年 11 月 29 日の国税庁報道発表資料により一部訂正

仮想通貨の課税

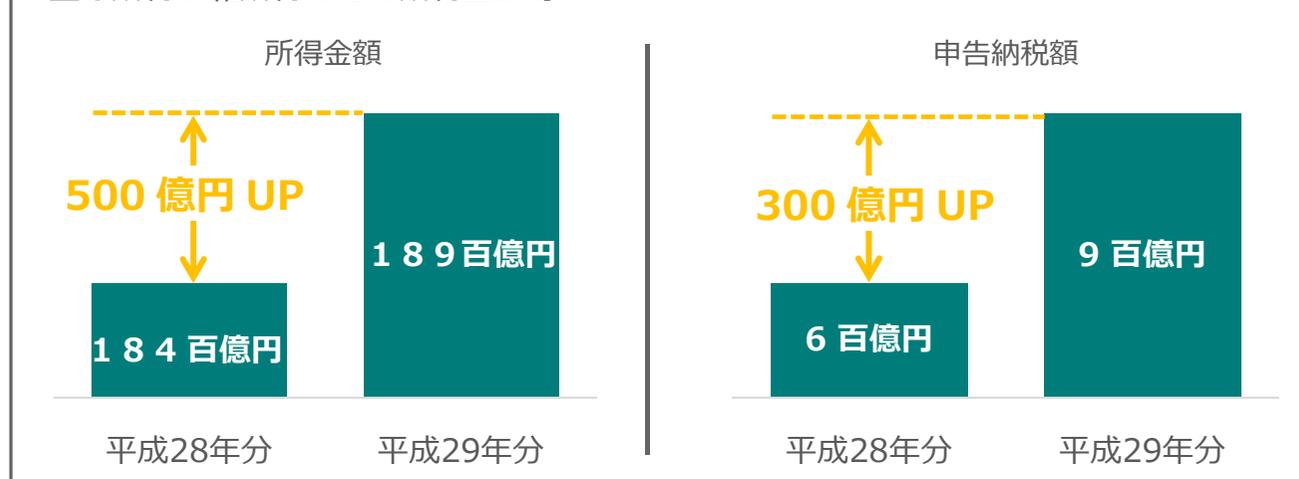
確定申告をした方で、公的年金等以外の雑所得に係る収入金額が 1 億円以上ある方のうち、仮想通貨取引による収入があると判別できた方は 331 人（速報値）でした。

また、申告納税額がある方で、主な所得が雑所得の方の所得金額及び申告納税額は、平成 28 年分に比して大幅に増加しました。

公的年金等以外の雑所得に係る収入金額が 1 億円以上の人数

平成 28 年分	平成 29 年分	仮想通貨取引による収入があると判別できた方
238 人	549 人	331 人

主な所得が雑所得の方の所得金額等



（注）仮想通貨取引による所得は、原則として「公的年金等以外の雑所得」に区分される。申告書上、「仮想通貨取引による所得か否か」は記載事項とはされていないため悉皆的な把握は不可能。上記「仮想通貨取引による収入があると判別できた方」の人数は、「所得の生ずる場所」欄に仮想通貨交換業者の名称が記載されていた申告の件数。

税務を取り巻く環境の変化（その他主な例）

国際的な租税回避への国民の関心の高まり

（背景等）

- ・ 近年、経済的取引の国際化が進展する中で、いわゆる「パナマ文書」・「パラダイス文書」の公開
- ・ B E P S（Base Erosion and Profit Shifting：税源浸食と利益移転）



富裕層や海外取引を行う企業による海外への資産隠し等に対する国民の関心の高まり



（主な対応策）

- ・ 国外送金等調書（平成 10 年～）、国外財産調書（平成 26 年～）財産債務調書（平成 28 年～）等の活用
- ・ 徴収共助制度の活用（平成 25 年～）、税務行政執行共助条約発効（平成 25 年～）
- ・ 国外転出時課税制度の創設（平成 27 年～）
- ・ 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税方式の見直し（平成 27 年～）
- ・ 共通報告基準（CRS）に基づく、非居住者の金融口座情報に係る税務当局間の自動的交換（平成 30 年～）
- ・ 国際課税関係の体制整備（定員確保等） ・ 国際取引等に対する積極的な調査（重点的な事務量配分）

（参考）各種調書の提出件数

- ・ 国外送金等調書：635 万枚（平成 28 年 7 月～29 年 6 月）、国外財産調書：9,102 件（平成 28 年分）財産債務調書：73,000 件（平成 28 年分）

金地金密輸事件の増加・巧妙化

- ・ 近年、消費税の脱税を目的とした金の密輸が急増。装飾品や部品に加工して隠匿するなど、手口も巧妙化。

（右図「金地金密輸事件の処分件数と脱税額の推移（平成 24～28 事務年度）」参照

出典：「ストップ金密輸」緊急対策（平成 29 年 11 月 財務省関税局）



- ・ 適正な譲渡所得課税を図る観点に加え、消費税の脱税行為の早期探知の観点から、金地金の売買取引にも目を配る必要。

（参考）「金地金等の譲渡の対価の支払調書」の提出件数：27,469 枚

（平成 28 年 7 月～29 年 6 月）

